

## 大分県 指定構造計算適合性判定機関への委任区分

5,000㎡超		国土交通大臣指定 構造計算適合性 判定機関 (※3)	
5,000㎡以内	大分県知事指定 構造計算適合性 判定機関 (※2)		
床面積の合計 (※1)	許容応力度等計算 (ルート2)又は保有水 平耐力計算(ルート3) を行った建築物	国土交通大臣の 認定プログラムを 使用した建築物	限界耐力計算等 を行った建築物

※1 法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物については、それぞれの建築物とみなしたときの床面積

※2 大分県知事指定構造計算適合性判定機関が業務規定等により判定できない建築物については、国土交通大臣指定構造計算適合性判定機関が判定を行う

※3 国交省指定機関が判定する建築物の部分を含む申請の場合は、規模に関わらず同一機関が判定を行うことができる。